

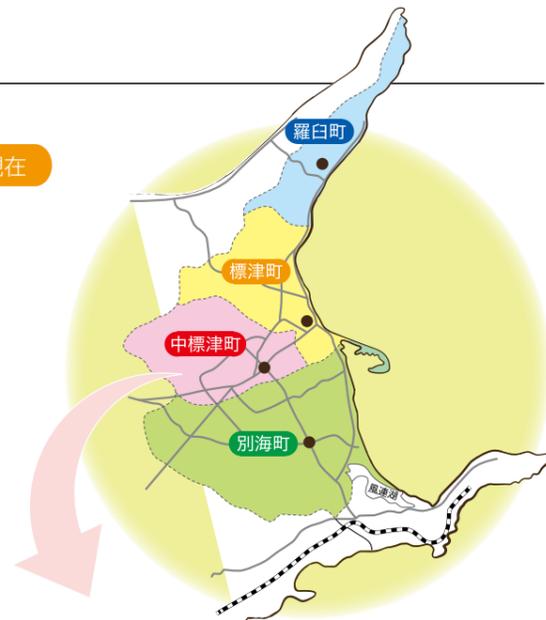
協議会への登録のお願い

協議会へ登録されますと優先的に各種事業案内や定期的な情報をお送りします。
 対象は根室管内4町に住民登録のある季節労働者の方です。
 詳しくは下記連絡先までお問合せ下さい。

4町のご紹介

H313月末現在

	人口	面積
中標津町	23,458人	684.98km ²
別海町	15,135人	1,320.00km ²
標津町	5,187人	624.69km ²
羅臼町	4,930人	397.72km ²
	48,710人	3,027.39km ²



平成31年(令和元年)度

通年雇用促進 支援事業

- 事業実施地域
中標津町・別海町・標津町・羅臼町
- 事業実施期間
平成31年4月1日～令和2年3月31日

根室管内4町通年雇用促進協議会

事務局 中標津町役場
 経済振興課商工労働係
 〒086-1197
 標津郡中標津町丸山2丁目22

お問い合わせ先
 〒086-1013 中標津町東13条南7丁目 労働会館内
 TEL・FAX (0153) 72-6789
 E-mail n4cho-tsuunen-koyou@bz03.plala.or.jp
 URL <http://www.yac-net.co.jp/n4cho-koyou/>

根室管内4町
 通年雇用促進協議会

通年雇用促進支援事業とは

平成19年4月の雇用保険法の一部改正により、それまでの雇用援護の2つの制度（冬期技能講習助成給付金・冬期雇用安定奨励金）が見直され、廃止となったことにより、それらに代わる制度として『通年雇用促進支援事業』が創設、各地域において組織された協議会が主体となり、国からの委託事業として開始されました。

本事業は各地域の協議会が策定した通年雇用対策計画の中から効果の高いものを国が選定し事業を委託するものですが、当地域では管内4町の自治体、北海道、経済団体、労働団体等で組織する「根室管内4町通年雇用促進協議会」が事業を受託し、季節労働者の通年雇用化を目指し、各種支援事業を実施しています。

季節労働者の
皆さんを
応援しています

平成31年(令和元年)度事業のあらまし

当協議会が実施する事業は大きく次のように分けられています。

- (1) 国から委託を受けて実施する事業（事業費は全額国費）
 - ・雇用確保に係る事業（事業主を支援する事業）
 - ・就職促進に係る事業（季節労働者を支援する事業）
- (2) 協議会自らが取組み実施する事業（事業費は構成する4町と北海道の負担金）

国から委託を受けて実施する事業

I 雇用確保に係る事業(事業主を支援)

1 通年雇用支援セミナー

地域の季節的事业所を対象に、国の助成制度の活用や利用事例の紹介、経営多角化などによる通年雇用化の成功事例、また有識者による就業の現状と通年雇用に向けた労働者のスキルアップ支援策などについてのセミナーを開催します。

2 情報提供事業

季節的事业所を対象に情報誌『協議会情報』(年2回)や事業カレンダーを作成し、地域の事業所へ配付し、通年雇用に関する支援制度の説明や、事業の実施に関する情報を発信します。また、ホームページを活用し、リアルタイムな情報の発信に努めます。

3 通年雇用化実態調査事業

通年雇用化への支援制度の利用状況や取組へ向けた実情、要望などをアンケートによりお答えいただき、今後の事業実施への参考といたします。調査結果は冊子にまとめ、各事業所、関係機関へ配付いたします。



II 就職促進に係る事業(季節労働者を支援)

1 『協議会だより』情報提供事業

季節労働者向けに情報誌を作成し、求人に関する情報や資格取得支援事業に関する情報の発信をします。年3回の発行とし、7月、11月、3月に発行の予定です。



2 通年雇用化実態調査事業

季節労働者の方を対象にアンケート方式の調査を行い、調査結果を冊子にまとめ配布します。就労の現状や課題、要望等の把握に努め、今後の事業をより効果的なものにしていくための参考材料として活用します。



3 建設オペレーター人材育成事業

優秀な人材の確保・育成を図る通年雇用化への支援策として、人材育成研修を実施します。今年度は12科目を選定し、延べ90人の受講定員を予定しています。

4 2級土木施工管理技士資格取得支援事業

若年世代の就職等において大きな強みとなる土木施工管理技士資格取得の支援策として受験準備講習を行い、次世代の人材育成を支援し、通年雇用化への促進を図ります。

協議会自らが取組み実施する事業

1 地域事業所及び季節労働者への支援

- ◆事業所や季節労働者の協議会への登録を促し、情報の共有、集約により事業実施への活用を図ります。
- ◆ホームページの活用を図り、広く情報の発信や意見の聴取に努めます。
- ◆通年雇用などに関する相談業務を行います。



2 労働安全衛生法による人材育成研修事業

安全衛生に関する特別教育の受講を支援します。今年度は7科目を選定し、延べ40人の受講定員を予定しています。



3 季節労働者資格取得支援事業

季節労働者の通年雇用化を促進するため、教育訓練の資格取得経費の一部を助成します。



年間1人当たり10万円を限度に

対象経費 **30%** を助成します。

※予算には限りがありますので受講前に事前相談となります。

平成30年度は
大型自動車免許、大型特殊自動車免許、
準中型自動車免許を、
**6名の方がこの制度を活用し
取得されました。**